

南部広域行政組合

令和5年

第1回議会（定例会）

会議録

期	日	令和5年2月20日（月）
会	期	1日間
場	所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和5年 第1回 南部広域行政組合議会(定例会)

招 集 年 月 日	令和5年2月20日(月)		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和5年2月20日(月)10時00分	議 長	新垣 繁人
閉会の日時・宣告	令和5年2月20日(月)12時47分	副議長	伊計 裕子
会 期	1日間		
会議録署名議員	8番 新垣 正春 9番 徳田 将仁		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出席議員[19名]			
1番 大田 守	2番 長嶺 安浩	3番 瀬長 宏	
4番 新垣 繁人	5番 ずけらん 長風	6番 銘 莉 哲次	
7番 米増 雄二	8番 新垣 正春	9番 徳田 将仁	
11番 大城 勇太	12番 喜納 昌盛	13番 伊計 裕子	
14番 當山 清彦	15番 宮平 喜文	16番 上江洲 智章	
17番 渡口 良徳	18番 金城 盛男	19番 新垣 博正	
20番 上間 堅治			
欠席議員[1名]			
10番 上原 晃			
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理事長 古謝 景春	教育長 諸見里 勲		
事務局長 仲間 智紀	総務課長 上間 諭	会計管理者 上原 敏一	
研究所長 大城 讓次	研究所主任指導主事 新垣 誠	新庁建設準備室長 金城 司	
※豊環境衛生課長 喜友名 等	東部環境衛生課長 安里 勉	島尻環境衛生課長 知念 正樹	
職務のため議場に参加した者の職・氏名			
主管兼係長 久志 桂子	主査 玉城 良朗	主査 新垣美智子	
主管兼係長 宮里 紀子			
室長補佐 屋宜 圭太	主査 浦添 博隆	主任 摩文仁 祐樹	
係長 崎原 喬	主査 屋嘉 一輝	主査 本村 良太	
係長 比嘉 敏之	主査 仲本 振一郎	主任 上間 公太	
課長補佐 島袋 盛一	主任 新垣 仁士	主事 親川 博二	

議 事 日 程

1. 開会宣告

2. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 令和 5 年度 組合運営方針について
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和 5 年度 南部広域行政組合事業計画について
- 日程第 6 議案第 1 号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 2 号 南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3 号 南部広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 10 議案第 5 号 南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6 号 南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 7 号 令和 4 年度 南部広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 8 号 令和 4 年度 南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 9 号 令和 4 年度 南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 10 号 令和 4 年度 南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 11 号 令和 5 年度 南部広域行政組合一般会計予算
- 日程第 17 議案第 12 号 令和 5 年度 南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 13 号 令和 5 年度 南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 14 号 令和 5 年度 南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 15 号 令和 5 年度 南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 16 号 工事請負契約変更について

日程第 2 2 同意第 1 号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について

3. 閉会宣告

令和5年第1回南部広域行政組合議会（定例会）

会 議 録

（開会：10時00分）

◎開会の宣告

○議長（新垣繁人）

始める前に、まず、去った豊見城市議会議員選挙、本当に多くの方々の支えがありまして、瀬長宏議員、そして私、新垣繁人、市議会のほうに戻ることができました。またこれからも南部広域含めて、皆様とまた南部のためにまた議論できるよう頑張っていきますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

始まる前に、10番上原晃議員から、欠席する旨の連絡がありましたので御報告いたします。

また、副理事長の當銘真栄米満市長のほうも、公務のために欠席する旨の連絡がありましたので御報告いたします。

以上です。

ただいまの出席議員は、19名で会議は成立いたします。

これより令和5年第1回南部広域行政組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

（開会：10時00分）

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（新垣繁人）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において8番新垣正春議員、9番徳田将仁議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（新垣繁人）

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 令和5年度 組合運営方針について

○議長（新垣繁人）

日程第3、令和5年度組合運営方針について、理事長お願いします。

理事長。

○理事長（古謝景春）

皆さんおはようございます。

令和5年度組合運営方針を述べたいと思います。

令和5年南部広域行政組合議会2月定例会の開会に当たり、議案の説明に先立ちまして、私の組合運営に関する所信を申し上げ、組合議員並びに構成市町村の皆様へ御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務について。

ごみ処理施設の設置につきましては、新炉建設準備室において、糸豊環境美化センター、東部環境美化センター、島尻環境美化センターを一元化した新たな施設建設に取り組んでおります。本年度は、循環型社会形成推進交付金の手続きやごみ処理施設建設地に関わる地権者との協議など、構成6市町との連携を図り、施設の早期整備に向け取り組みます。

糸豊環境美化センターにおいては、計画的な施設維持工事や修繕を行い、ごみ処理の適正化及び良好な施設の管理運営に努めます。令和6年度から8年度にかけて補助事業を活用して施設の延命化工事を行う予定で、本年度は延命化工事に向けて施設の調査等を行います。

東部環境美化センターにおいては、循環型社会形成推進交付金を活用し施設整備工事を行い、ごみ処理の適正化及び良好な施設の管理運営に努めます。

島尻環境美化センターにおいては、資源化及びごみ処理の適正化に努め、良好な施設の管理運営を行います。

2. し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務について。

糸豊環境衛生課が管理運営するし尿処理施設「岡波苑」、東部環境衛生課が管理運営する「汚泥再生処理センター」、島尻環境衛生課が管理運営するし尿処理施設「清澄苑」につきましては、適切な施設運営を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

また、「岡波苑」及び「清澄苑」は、供用開始から30年余が経過し、建設設備や機械設備等、全体的に老朽化しております。両施設の効率的な事業運営を図るため、令和4年度に岡波苑の汚水処理の広域化・共同化計画に伴う基本構想策定を実施し、本年度は清澄苑を含めた全体的な基本構想策定を行います。

3. 一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務について。

最終処分場の建設につきましては、令和4年度で完了しますが、次期最終処分場の建設に向けた取組を本年度から開始し、初年度は基本計画策定を行います。

管理運営につきましては、A棟の埋立てが8月末に完了し、9月からはB棟において埋立てを行います。また、昨年度に引き続き、水処理能力の向上に向けた取組を行います。

4. 教育研究所の設置及び管理運営に関する事務について。

国や県の動向を踏まえ、「研修事業（長期・短期）」において、島尻地区の教育研究の中核的存在として、教職員の資質向上を図ります。

研修につきましては、幼児教育、保・幼・こ・小連携、SDGs、ICT利活用、教科・領域等、学校課題や教職員のニーズに応じた実践研究に対応します。また、「調査・研究事業」におい

て、琉球大学、沖縄女子短期大学との連携の下、「調査・研究園事業」等を実施し、実践研究の成果等について、関係教育機関並びに教職員への啓発を行い、島尻地区の教育力の向上に資する取組に努めます。

不登校の問題に対しては、適応指導教室「しのめ教室」の運営充実に努め、学校や保護者、専門機関等の連携を深め、心理的要因や発達の課題等によって登校できない児童生徒の居場所をつくり、学校復帰を支援します。

さらに、研究所が持つ研究情報を「島尻教育研究所だより」やホームページ等で発信し、教職員の資質向上並びに学校における児童生徒の学びについて、ICTを活用した「個別最適化」を図る取組の啓発に努めます。

5. 視聴覚教育システムの整備及び管理運営に関する事務について。

視聴覚ライブラリーの事業は、視聴覚機材・教材の利用促進のため、構成市町村・教育委員会と情報共有を図り、同機材・教材の整備及び集中管理を引き続き進めます。

また、プラネタリウム出張上映会をはじめ、視聴覚メディア講習会及び離島親子映写会を引き続き実施し、視聴覚教育の振興を図ります。

以上、組合運営に当たっての基本的な考え方を申し上げましたが、職員の英知を結集し、総力を挙げて業務に取り組んでまいります。

なお、今議会に報告2件、条例の一部改正等6件、予算9件、同意1件、工事請負契約変更1件の議案を提出しております。

各議案につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、慎重審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、令和5年度組合運営方針といたします。

令和5年2月20日、南部広域行政組合理事長、古謝景春。

よろしく申し上げます。

◎日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（新垣繁人）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

それでは、次のページ、専決処分書を御覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年12月23日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその金額が1,000万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

1、議決事件名、工事請負契約変更について。

工事名、被覆型一般廃棄物最終処分場建設工事（第二工区）。

契約の相手方、3者による特定建設工事共同企業体。

所在地、代表者、構成員は、次のとおりでございます。

続きまして、2、変更する事項、契約金額。

既決金額、9億3,756万3,000円。

変更金額、9億4,289万8,000円。

令和4年3月4日、南部広域行政組合理事長、古謝景春。

こちらは、本来なら昨年の議会で報告すべきでありましたが、漏れがございましたので本議会で
の報告となっております。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上になります。

○議長（新垣繁人）

これで報告第1号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

今の説明では、どういう内容だからこういう変更が必要だったという中身が、工事の変更の中身
が全くないんですが、これはどういうことなんでしょうか。

180条の第1項の規定に基づくととなっているのは、誰の判断でこの地方自治法の条項を運用する
としているのか。179条では駄目だったという理由は何でしょうか。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：10時10分）

（再開：10時10分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

それでは、最初1点目の御質問にお答えいたします。

まず、変更の内容になるんですけども、こちらは擁壁の崩落がございました。それで、それに
伴う資材のアンカーの大きさの変更によりまして、その材料変更によりまして500万程度増額とな
っております。

1点目の説明については以上です。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：10時11分）

（再開：10時13分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

それではお答えします。

瀬長議員からありましたとおり、179条は議会の議決を要する事項で、180条については専決処分をしたら報告しないといけないという規定があるんですが、この180条を適用したというのは、今、先ほど言った変更金額が500万程度ですので、1,000万以内の契約変更となりますので、こちらは組合の専決事項の指定にもありますとおり1,000万円以下でありますと専決処分をすることができる規定があります。ですので、そちらのほうの規定を適用した次第でございます。

以上です。

○議長（新垣繁人）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

運用規定で明確に、これは180条、これ179条というふうに分けてはないはずなんですよ。要するに、専決処分する際は分かるんですが、それをどう扱うのかという規定がきちんとあって、それにのっとってやってるんだっいたらいいんですが、そこまで細かく運用規定はやられてないはずなんですよ。こういうのを勝手に、議会を軽視するようなやり方はちょっとまずいですよ。

○議長（新垣繁人）

理事長。

○理事長（古謝景春）

本件については、去年、議会事務局のほうで議決を賜るべきでございましたけれども、この本議会にまた承諾いただくということでだったんですが、どうしても工事が遅れており、早急に完成をさせなければいけないという状況で、そういうことで私も承認を出しましたけれども、今後また気をつけて、しっかり報告、議決を賜るよう、職員とともに頑張っていきます。ひとつ、今回はよろしくお願ひします。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

(休憩：10時15分)

(再開：10時15分)

○議長（新垣繁人）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号 令和5年度 南部広域行政組合事業計画について

○議長（新垣繁人）

日程第5、報告第2号 令和5年度南部広域行政組合事業計画について議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（上間論）

報告第2号 令和5年度南部広域行政組合事業計画について。

令和5年度南部広域行政組合事業計画を別紙のとおり報告します。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

それでは、各課の事業計画について抜粋して報告をいたします。

事業計画書の1ページをお開きください。

1、議会は、定例会を年2回、10月と2月に開催をいたします。これは総務課兼務となっております。

2、総務課は、理事会・幹事会を開催いたします。広報を年2回、10月と2月にホームページにて掲載をまいります。

3、会計課は、予算に関する全般的な業務及び予算編成等の業務を担っており、予算概要等の説明会として共同処理事務担当課長及び財政課長会議を開催をまいります。

4、新炉建設準備室は、新たなごみ処理施設の設置に関する事務に取り組んでおります。循環型社会形成推進交付金の手続、ごみ処理施設建設地に係る地権者との協議及び構成6市町との協議を進めてまいります。

5、教育委員会、これは教育課になります。定例会を年2回、10月と1月に開催いたします。総務課兼務となっております。

6、島尻教育研究所、これは1ページから2ページにあります。

長期・短期研修事業、教育講演会、教育関係団体等支援事業及び自主参加講座を実施します。

次に、調査研究事業は、調査研究協力園委託事業等を実施します。

また、情報・広報事業は、ホームページを活用した教育関連情報の提供、刊行物の発行、書籍の貸出しを行います。

7番、適応指導教室、これは3ページをお願いいたします。

適応指導教室の「しののめ教室」は、学習活動、体験活動、教育相談等の支援を通じ、児童生徒の学校復帰の促進を図ります。いきいき自然体験キャンプ（渡嘉敷）、県適応指導教室スポーツ交流会へ参加し、児童生徒の居場所づくりに努めます。

続いて、4ページ、視聴覚ライブラリーです。

視聴覚ライブラリーは、視聴覚機材・教材の整備及び集中管理を行い、管内利用団体への搬送收受を行います。また、離島親子映写会として渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、プラネタリウム出張上映会として南城市、南風原町、与那原町、それから視聴覚メディア講習会として豊見城市、八重瀬町、糸満市で実施をいたします。

それから、4ページから5ページになります。

9の糸豊環境衛生課、10の東部環境衛生課、11の島尻環境衛生課は、各環境美化センター、それからし尿処理施設及び汚泥再生処理センターは、良好な施設の管理運営に努めるとともに、計画的な施設維持工事や修繕を行います。

本年度は、東部環境美化センターが1号炉焼却系統の施設整備工事を行います。

また、し尿処理施設である岡波苑及び清澄苑は、広域化・共同処理に係る検討業務基本構想の策定を行います。

最終処分場事業といたしましては、次期最終処分場基本構想策定業務に取り組みます。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで報告第2号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎日程第6 議案第1号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第6、議案第1号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

議案第1号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由、令和5年4月1日より南城市が適応指導教室に係る共同処理事務を取りやめることに伴い、条例を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であります。

それでは、議案書の2ページ、負担金条例の新旧対照表を御覧ください。こちらのほうで御説明いたします。

新旧対照表の左側、改正後のこの案の別表6の項中、区分の市町村欄の南城市を削除する内容となっております。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第1号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (新垣繁人)

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号 上程、質疑、討論、採決

○議長 (新垣繁人)

日程第7、議案第2号 南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長 (上間諭)

議案第2号 南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由、南部広域行政組合の理事及び組合議員等の報酬及び費用弁償の額は、5年前の組織統合時に定められており、近隣の一部事務組合等と比較しても低額である。

組織統合後は業務や審議事項及び決裁事項等も増大し、特に理事長の責務、判断等の重要性が増している。

また、令和2年に組合議会から報酬額改正の要請等も踏まえ、報酬額の見直しを行いたい。

これが、この条例案を提出する理由であります。

それでは、議案書の2ページ、理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表で改正内容を御説明いたしますので、そちらのほうを御覧ください。

それでは、新旧対照表の左側の改正後の案を御覧ください。

別表第1のほうから読み上げてまいります。一番上から読み上げてまいります。

理事長の報酬額が5万円を10万円、副理事長の報酬額3万円を4万円、理事の報酬額2万円を3万円、議長の報酬額4万円を5万円、副議長の報酬額3万円を4万円、議員の報酬額2万円を3万円、教育長の報酬額3万5,000円を4万5,000円、南部広域行政組合教育委員会の委員の報酬額2万円を3万円に改めるものであります。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第2号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

今回の提案、とつてもびっくりしているんですが、議会からは2年前に、要請事項としては1案年額8万円、理事長は5万のところを12万円ということで提案をしました。それに対して、我々の議会の提案に対しては、理事長は83%、10万円になっている。議員は37%の改定と。この差は何なんですか。

私たちは、これまで1会計だったのを4会計、特別会計審議をするという、業務量としては4倍、教育長のこの引上げの理由、根拠は、業務量がそれだけ増えたということなんでしょうか。

私は、これはもう本当に、議会が賛成すべきではないなというような中身になっています。説明をお願いします。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、瀬長議員の質問にお答えします。

理事長の報酬額の増額につきましては、先ほど提案理由でも述べましたように、理事長職については財務に関する決裁、それから一定額を超える決裁が全て理事長になっており、重要な事項に関する決裁も同様となっております。

それから、新聞の市長動静に記載されておきませんが、新炉建設やそれから現最終処分場、それから新たな最終処分場の建設等の予算等の要請や、様々な調整等も多くなっており、また、度重なる清掃施設の事故等の対応など、責任者としての業務も多忙になり、負担も増えていることから、類似団体である南部広域市町村圏事務組合なりに今回改正をしていっているものでございます。

先ほどありました議員等についても、そのような考えで今回増額をしております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

(休憩：10時27分)

(再開：10時27分)

○議長（新垣繁人）

再開します。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

教育長につきましても、会議等の調整事項、それから個々の案件に関する調整等が増えておりますので、今回、同様に増額をしております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

これは、議長が了解したということなんですか。

要するに、全く議会で何の計らいもなく提案をされたということなんですか。

○議長（新垣繁人）

これは議長がではないです。

③議員（瀬長宏）

違う、こういう中身で提案したいというふうに、事前に議会は要請しているわけだから、誰かと調整をしてこういう提案になりますという、そういう調整があったんですか。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

(休憩：10時28分)

(再開：10時31分)

○議長（新垣繁人）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

今回の提案については、議会に事前にこういうふうになりたいという調整もなく一方的に、議長とやったかもしれませんが、こういうやり方は間違っています。

事前に、予算上、こういうふうな提案にしかありませんと、改定にしかありませんと。そして、議会の一定の了解ももらった上で提案という流れをつくるべきだった。それが一方的に、自分たちの都合だけでこういうふうな提案の仕方というのは、事前に我々、要請ということで正式に申入れをしてるわけですから、それに回答がこんな形でやられるのはちょっとよくないですね。

これは絶対、これは議会が認めるべき案件ではないと思います。

○議長（新垣繁人）

続いて、賛成討論いらっしゃいますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新垣繁人）

これで討論を終わります。

これより、議案第2号 南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長（新垣繁人）

異議がありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手 14名)

○議長(新垣繁人)

挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号 上程、質疑、討論、採決

○議長(新垣繁人)

日程第8、議案第3号 南部広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(上間論)

議案第3号 南部広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合職員の定年等に関する条例を別紙のように定める。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由、地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60歳に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であります。

それでは、別紙の南部広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要で御説明いたします。議案第4号の議案書の次に概要が添付をされております。そちらを御覧いただきたいと思っております。

資料1ですね。資料1で御説明いたします。よろしく願います。

まず、1、条例改正の必要性では、地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60歳に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の規定を整備するなどの必要があります。

2、改正の内容につきましては、まず、(1) 定年の段階的引き上げでございます。

現行60歳の原則定年が65歳に段階的に引き上げられます。

まず、定年の年齢を2年度ごとに1歳ずつ引き上げます。

それでは、表を御覧ください。表で説明をいたします。

定年の現行60歳を、令和5年度・6年度に61歳、令和7年度・8年度に62歳、令和9年度・10年度に63歳、令和11年度・12年度に64歳、令和13年度に完成形で65歳となります。

それでは、(2) 管理監督職勤務上限年齢制です。これ役職定年制です。

管理監督職の職員は、60歳の誕生日から最初の4月1日までの間(異動期間)に非管理監督職ポストに降任等(役降り)をすることになります。

それでは、(3)、次のページをお願いいたします。

(3) 60歳に達した職員の給与

当分の間、61歳に達する年度以後の給料月額（基本給）は、給料月額の7割水準になります。役降りをした場合は、役降り前の給料月額の7割水準、これは61歳に達する年度以後給料月額プラス調整額になります。

（4）定年前再任用短時間勤務制

これは本人の希望により、60歳以後定年前に退職し、短時間勤務のポストに再任用（定年前再任用）されることが可能です。

3、施行日は令和5年4月1日です。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第3号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番ずけらん長風議員。

⑤議員（ずけらん長風）

すみません、ちょっと聞きたいんですけども、新採用の職員に対しての影響というのは、人数に対しての影響というのは考えられますか。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：10時38分）

（再開：10時39分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

お答えいたします。

これは、本組合も定年が延びる以上、採用職員は、例えば、今回定年する職員がいるとすれば、新年度の補充をするために採用するわけですが、定年が延びる以上、採用が延びていく形になるかと思えます。

ですから、新採用職員の採用は遅れていくという形になります。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第3号 南部広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号 上程、質疑、討論、採決

○議長 (新垣繁人)

日程第9、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長 (上間諭)

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由、地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60歳に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の規定を整備するなどの必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

議案第4号につきましては、議案第3号の提案理由と同様でございます。概要につきましても、先ほどの説明をしたとおりでございます。

そこで、議案第4号において、改正した関係条例を少し読み上げて説明に代えますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の1ページをお開きください。よろしくお願ひいたします。

全部で廃止条例も含めて7件ございます。

まず、1ページ、条例1の南部広域行政組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正。

それから、2条、南部広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正。

次、3条、南部広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第4条、南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

それから、2ページをお願ひいたします。次のページです。

第5条、南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正です。

続いて、ページ飛びまして、8ページをお願ひいたします。

第6条として、南部広域行政組合職員の旅費に関する条例の一部改正。

それから、第7条、南部広域行政組合職員の再任用に関する条例の廃止。
以上でございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行する。
以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第4号の説明を終わります。
これから質疑に入ります。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。
これより議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第10、議案第5号 南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（上間諭）

議案第5号 南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和5年2月20日提出、南部広域行政組合理事長、古謝景春。
提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を充実させるため、職員及び非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件のさらなる緩和を講じることに伴い、条例を改める必要がある。
これが、この条例案を提出する理由であります。
それでは、別紙資料2の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要で説明いたします。議案書の次に別紙の2がついてございます。そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

1、条例改正の必要性は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を充実させるため、職員及び非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件のさらなる緩和を講じることに伴い、条例を改める必要があります。

2、改正内容は、（1）育児休業の取得回数制限の緩和です。

①育児休業の取得回数について、以下のとおり制限を緩和いたします。

ア、育児休業を、現行は原則1回を、原則2回まで取得可能といたします。

イ、アの原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業、現行1回を2回まで取得可能といたします。

これまでの再度の育児休業を取得する際には、育児休業等計画書の申出及び復帰後3か月以上の期間が必要だったが、取得回数制限の緩和により申出及び経過期間が不要となります。

②子の出生後8週間以内の育児休業について、請求期限を、現行は1か月前までを2週間前までに短縮いたします。

それでは、次のページお願いいたします。

（2）会計年度任用職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和です。

①会計年度任用職員が子の出生後の日から8週間以内の育児休業を取得するには、「子が1歳6か月に達する日まで」に引き続き採用され、または更新の見込みがある場合が要件でありましたが、改正後は「子の出生の日から起算して8週間と6か月を経過する日まで」の約8か月間へ取得要件が緩和されます。

これで、任期見込みの期間（採用または更新の見込み）が、約10か月程度、期間が短縮されることとなります。

それでは、3ページです。

（3）会計年度任用職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化です。

①会計年度任用職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦の交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備いたします。

②会計年度任用職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、前述しましたアと同様に、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備いたします。

③、①の改正に併せ、会計年度任用職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備いたします。

④、①及び②の改正に併せ、会計年度任用職員の子が1歳以上の期間における育児休業の請求期限について、2週間前と短縮する取扱いについて、子の1歳到達日または子の1歳6か月到達日以前までに請求する場合に限定をいたします。

現行はですね、出生から8週間、8週間を超えたら1歳、1歳から1歳6か月、1歳から2歳の各期間1回まで取得可能で、育児休業開始日は1歳及び1歳6か月到達日の翌日に限定となっていました。改正後は出生から8週間、8週間から1歳は各期間2回まで取得可能、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳までの各期間に1回までの取得が可能で、夫婦交替で柔軟に育児休業を取得することが可能となっています。

ですから、同一期間中、2回まで取得可能となります。こういった開始時点を柔軟化することで、夫婦で育休を途中で交替できるということになります。

施行日は公布の日からです。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第5号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第5号 南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第11、議案第6号 南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

議案第6号 南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由、国の人事院勧告、県の沖縄県人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び組合構成市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるため提案するものがあります。

それでは、議案書5ページをお開きください。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表で御説明をいたします。

まず、新旧対照表の左側です。改正後の案を御覧ください。別表第1です。

これは、行政職給料表の職務の級、1級1号給から87号給までの改正でございます。ページで言うと5ページから8ページになります。

続いて、2級1号給から55号給までの改正をいたします。これは5ページから7ページになります。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第6号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第6号 南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 認定第7号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第12、議案第7号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（上原敏一）

それでは、令和4年度一般会計補正予算（第4号）（案）の1ページをお願いします。

議案第7号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度南部広域行政組合一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

一般会計補正予算(第4号)(案)の次にございます資料3、令和4年度一般会計補正予算(第4号)概要で説明いたします。

令和4年度一般会計補正予算(第4号)概要。

第1表 歳出予算補正。

歳出。

1款 議会費、補正額3万円の増。主な理由は役務費の増でございます。

2款 総務費、補正額209万9,000円の増。

1項 総務管理費、補正額220万4,000円の増。主な理由は積立金の増でございます。

2項 監査委員費、補正額10万5,000円の減。主な理由は費用弁償の減でございます。

3款 衛生費、補正額108万4,000円の減。

2項 最終処分場費、補正額108万4,000円の減。主な理由は職員手当等の減でございます。

4款 教育費、補正額181万3,000円の減。

2項 教育研究所費、補正額161万3,000円の減。主な理由は人件費の減でございます。

3項 視聴覚教育費、補正額20万円の減。主な理由は需用費の減でございます。

6款 予備費、補正額76万8,000円の増。主な理由は最終処分場費分の増でございます。

歳出合計、補正額0となっております。

第2表 繰越明許費。

3款 衛生費、2項最終処分場費、事業名最終処分場運営管理、金額1億6,354万7,000円。

4款 教育費、2項教育研究所費、事業名島尻教育研究所備品購入、金額326万2,000円。

第3表 債務負担行為補正。

追加。

事項、一般廃棄物最終処分場運転管理等業務委託。期間、令和5年度から令和7年度。限度額1,617万円。

変更。

事項、指定金融機関業務委託。補正前、期間、令和5年度。限度額121万6,000円。補正後、期間、令和5年度。限度額82万5,000円。

事項、カラー複合機賃貸借及び保守業務。補正前、期間、令和5年度から令和9年度。限度額322万円。補正後、期間、令和5年度から令和10年度。限度額322万円。

次の2ページに、令和4年度事業別歳出補正予算(第4号)、3ページに令和4年度事業別基金現在高(予算ベース)となっております。

以上でございます。

○議長(新垣繁人)

これで議案第7号の説明を終わります。

休憩します。

(休憩：10時58分)

(再開：10時58分)

○議長（新垣繁人）

再開します。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

今の件で、会計年度任用職員の職員手当で21万の減ということで、予算の中身でいうと衛生費の期末手当5万、会計年度任用職員の分、教育費のところでも期末手当で会計年度任用職員の16万減、これ人数と減の要因について説明をお願いします。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

(休憩：10時59分)

(再開：11時00分)

○議長（新垣繁人）

再開します。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、今、瀬長議員から質問がありました4款教育費の職員手当と会計年度任用職員の期末手当等についての御質問にお答えいたします。

まず、対象人数は2人でございます。人数の減はございませんでしたが、今回減になったのは、新たに職員を採用しましたので、その分、期末手当の支給率が落ちますので、その分の差額部分の減になります。

以上です。

③議員（瀬長宏）

3款は、5万円。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

(休憩：11時01分)

(再開：11時02分)

○議長（新垣繁人）

再開します。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それではお答えします。

3款期末手当の減につきましては、主にこれは期末手当の率の改正がありましたので、その部分の減となっております。

以上です。

人数につきましては、対象人数は1人です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

9番徳田将仁議員。

⑨議員（徳田将仁）

7ページの3款衛生費の中の2項最終処分場費の10節の修繕料の495万の減と、12節委託料の495万の増の理由の説明をお願いします。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

それではお答えします。

まず、10節の修繕料なんですけれども、こちらは水処理施設の設置の中に逆浸透膜の設備がございます。そちらの入札残がありました。それでこちら495万円を減にしております。

12節の委託料の495万の増になりますけれども、そちらは管理運営の委託料の増になっております。

まず、管理運営の増の要因につきましては、焼却残渣の運搬車両の人員を1名増員したことによる増額でございます。なぜ、増の原因になったかということでございますけれども、これまで2名体制で運搬を行っていましたが、1回の運搬量で当該車両の積載量を超えていることが分かりましたので、1名を増員して、1日の回数を増やしたことによるものでございます。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第7号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第13、議案第8号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

議案第8号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,258万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億657万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

予算書の最後のページ、資料の4でもって御説明いたします。

資料4、令和4年度糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）概要。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

2款 使用料及び手数料、補正額1,221万1,000円。主な理由としまして処理手数料の増でございいます。

7款 諸収入、補正額2,037万2,000円。主な理由としまして溶融メタル売却代の増でございいます。

歳入合計3,258万3,000円。

歳出。

1款 衛生費、補正額3,258万3,000円。

1目 一般管理費、10万円の減でございいます。主な理由としまして人件費の減でございいます。

2目 基金費、補正額3,348万4,000円。主な理由としまして積立金の増でございいます。

3目 塵芥処理費、補正額80万1,000円の減でございいます。主な理由としまして需用費の減でございいます。

歳出合計、補正額3,258万3,000円となっております。

次のページ御覧ください。

2ページ、令和4年度基金現在高（予算ベース）となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（新垣繁人）

これで議案第8号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

7ページのほうに財源の組替えがあつて、一般財源がその他というふうに、塵芥処理で2,432万9,000円、し尿処理で905万5,000円。これは見たところによると、歳入のところの手数料、雑入、この合計額と一致するので、それをその他という財源にして支出に充てたのか、その他という財源がどういうものなのかをちょっと説明をしていただきたい。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11時09分）

（再開：11時09分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

3目塵芥処理費についてですが、需用費が160万1,000円の減ということになっておりまして、これについてですが、主なものとしまして。

③議員（瀬長宏）

中身は聞いてないんですよ。一般財源をその他にした理由、その他はどういう財源ですかというのを聞いている。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11時10分）

（再開：11時17分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

御質問のあったことについて回答いたします。御説明いたします。

歳入で一般廃棄物処理手数料、あと雑入など収入があったものに関しては、特定財源に当たりま

すので、その他という形となっております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第8号 令和4年度南部広域行政組合系豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第14、議案第9号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

令和4年度東部環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第9号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,260万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,820万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

それでは、資料5をお開きください。

令和4年度東部環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）概要でもって御説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

2款 使用料及び手数料、補正額580万円の増。主な理由、処理手数料の増。

5款 繰入金、補正額2,840万9,000円の減。主な理由、歳出補正に伴う減。

歳入合計、補正額2,260万9,000円の減。

続きまして、歳出。

・1款 衛生費、補正額2,260万9,000円の減。

1目 一般管理費、補正額19万8,000円の減。主な理由、委託料の減。

3目 可燃ごみ処理費、補正額1,956万8,000円の減。主な理由、需用費、委託料の減。

4目 不燃・粗大ごみ処理費、補正額281万5,000円の減。主な理由、委託料の減。

6目 汚泥再生処理センター維持管理費、補正額2万8,000円の減。主な理由、共済費の減。

歳出合計、補正額 2,260 万 9,000 円の減。

2 ページに、令和 4 年度基金現在高（予算ベース）をお付けしております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第 9 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13 番伊計裕子議員。

⑬議員（伊計裕子）

すみません、お願いします。

7 ページに 3 目の 10 節の消耗品費、それから 13 節の委託料のごみ処理等委託料、それから 4 目の 12 節の使用済み小型家電処理委託料という、この委託料とかがかなり大きい金額があるんですけども、具体的に説明をお願いします。

○議長（新垣繁人）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

お答えいたします。

委託料の減に伴う金額の大きいものの内容ですけれども、今、御質問の 3 目可燃ごみ処理費、ごみ処理等委託料につきましては、東部環境美化センター、ごみ焼却場ですけれども、稼働率が 95%以上を上回る稼働率。ごみが処理能力に比べて、入ってくるごみのほうが多くて、緊急用、施設にトラブルがあって止めざるを得ない状況に陥ったときに、他施設へごみ処理を委託するために、2,000 万余りの予算を組み込む内容で持っております。

今回の補正につきましては、ある程度、予算内の範囲で他施設を考えなくても、年度いっぱいには運転が可能という想定から減額となっております。

それから、4 目の不燃・粗大ごみ処理費の中の使用済み小型家電処理委託料につきましては、前年までは拓琉金属さんのほうに委託処理をしておりました。それが拓琉金属さんのほうができないということで、今、拓南商事さん、そちらのほうに委託先を変えております。

以前は、処理単価のほうが極端に高いわけではなかったんですけども、処理単価のほうがキロ 80 円、小型家電の処理に 80 円という増額がありまして、おおよその例年の推定から見通していたんですけども、ごみの搬入量が大きく減ったということから、使用済み小型家電につきましても、200 万近くの減額での処理ができるだろうということで、この補正で減額しております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第9号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第15、議案第10号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

それでは、令和4年度島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）案を御説明いたします。

1ページを御覧ください。

議案第10号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,886万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11時27分）

（再開：11時28分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

それでは、内容の説明につきましては、資料6の概要で御説明いたします。

令和4年度島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）概要。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

2款 使用料及び手数料、補正額52万6,000円の減。主な理由が、し尿処理費手数料の減でございます。

7款 諸収入、補正額933万3,000円の増。主な理由が、スクラップ等売却代の増でございます。

歳入合計、補正額880万7,000円の増でございます。

続きまして、歳出。

1款 衛生費、補正額880万7,000円の増。

2目 基金費、補正額1,256万3,000円の増。主な理由が、積立金の増でございます。

3目 塵芥処理費、補正額69万6,000円の増。主な理由が、需用費の増でございます。

4目 し尿処理費、補正額445万2,000円の減。主な理由が、需用費、それと委託料の減でございます。

歳出合計、補正額880万7,000円の増でございます。

次の2ページに、令和4年度基金現在高（予算ベース）をつけております。

説明は以上になります。

○議長（新垣繁人）

これで議案第10号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第10号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第16、議案第11号 令和5年度南部広域行政組合一般会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（上原敏一）

令和5年度一般会計予算書（案）の1ページをお願いいたします。

議案第11号 令和5年度南部広域行政組一般会計予算。

令和5年度南部広域行政組一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,998万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

一般会計予算書（案）の次にございます、資料7をお願いいたします。

資料7、令和5年度南部広域行政組会計別当初予算総括表でございます。

全会計の予算総額は、本年度30億3,481万6,000円を計上しており、前年度より3億4,956万8,000円の増となっております。

2ページをお願いいたします。

令和5年度南部広域行政組事業別負担金割当表（全会計）となっております。

全会計の負担金総額は、本年度23億6,549万円となっております、前年度より1億3,507万7,000円の増となっております。

次にございます資料8をお願いいたします。

資料8、令和5年度一般会計予算概要で御説明いたします。

令和5年度一般会計予算概要。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

1款 分担金及び負担金、本年度5億6,665万6,000円、比較3,884万8,000円の減。主な理由は、一般廃棄物最終処分場負担金の減であります。

4款 繰入金、本年度1,326万円2,000円、比較23万2,000円の減。主な理由は、職員退職手当特別負担金引当基金の減であります。

5款 繰越金、本年度6,000円、前年度同等であります。

6款 諸収入、本年度6万1,000円、比較1万5,000円の増。主な理由は、会計年度任用職員雇用保険料の増であります。

歳入合計、本年度5億7,998万5,000円、比較3,906万5,000円の減となっております。

歳出。

1款 議会費、本年度165万3,000円、比較22万1,000円の増。主な理由は、報酬の増であります。

2款 総務費、本年度8,276万6,000円、比較144万6,000円の増。

1項 総務管理費、本年度8,239万1,000円、比較145万7,000円の増。主な理由は、人件費の増であります。

2項 監査委員費、本年度37万5,000円、比較1万1,000円の減。主な理由は、費用弁償の減であります。

3款 衛生費、本年度3億1,382万5,000円、比較6,221万6,000円の減。

1項 ごみ処理事業費、本年度3,616万2,000円、比較401万円の増。主な理由は、人件費、旅費の増であります。

2項 最終処分場費、本年度2億7,766万3,000円、比較6,622万6,000円の減。主な理由は、需用費の減であります。

4款 教育費、本年度4,016万4,000円、比較38万5,000円の減。

1項 教育総務費、本年度296万9,000円、比較20万5,000円の増。主な理由は、報酬の増であります。

2項 教育研究所費、本年度3,258万6,000円、比較58万8,000円の減。主な理由は、人件費の減であります。

3項 視聴覚教育費、本年度460万9,000円、比較2,000円の減。

5款 公債費、本年度1億3,223万7,000円、比較2,271万6,000円の増。主な理由は、元金の増であります。

6款 予備費、本年度934万円、比較84万7,000円の減。主な理由は、ごみ処理施設整備事業費分の減であります。

歳出合計、本年度5億7,998万5,000円、比較3,906万5,000円の減となっております。

次の2ページに令和5年度事業別歳入予算、3ページに令和5年度事業別歳出予算、4ページに令和5年度事業別基金現在高（予算ベース）、5ページに令和5年度事業別負担金割当表（総括）、6ページ以降は各事業の負担金割当表となっております。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

これで議案第11号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

新たなごみ施設の整備事業ということは、令和6年度から予算化が具体化してくると思うんですが、今の段階で事業規模、これまで279トンの処理能力で273億円の事業費というふうにこれまでの説明を受けているんですが、どれぐらいを最終、内容の確定をして、次年度の令和6年度の予算化に望むのか。

今回、私が聞きたいのは、入札契約の手引ということで、環境省が再三、方針を出しています。平成17年4月に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律、そこでは総合評価落札方式を導入しなさいと、法律上。もう一つは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づくガイドラインを平成18年5月に閣議決定をしていて、そのガイドラインによると、指名業者数は制限しない。一定の条件を満たす者、全て入札に参加させる公募型入札にしな

さいと。入札前に機種、処理方式を設定限定をすることはやめて、建設工事だけでなく、運用を含め、競争に付する発注の範囲を拡大しなさいと。

これをどのようにやるのか、今、どのように進めているのかですね。この法律、ガイドラインなどにのっとった作業をしようとしているのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11時42分）

（再開：11時42分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、計画トン数でございますが、日当たり288トンの規模のごみ処理施設を整備する予定でございます。総事業費に関しましては、約400億円の規模となる予定でございます。

令和3年度から構成市町へ工程並びに予算等について説明中ではございますが、まだ、構成市町からの承認が下りていないような状況でございます。

発注に関しましては、どういう形で発注をするかというのは、まだ決定をしておりませんが、令和7年度にPFI、DBO等の導入可能性調査の委託業務を発注する予定でございますので、その委託業務等で検討した上で、今後どのように発注するかというのは決定したいと考えています。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

事業規模があまりに大き過ぎて、私は以前から専門的な知見を持った職員を期間限定でもいいから採用して、メーカーと対等に議論ができるぐらいの人、そういうことで那覇・南風原の処理センターを建設するときには、そういうノウハウを持った職員がいて、この方はすごいメーカーと、この施設は要らないんじゃないかとか具体的に議論をできる人だったんですが、こういう方は採用してないんですか。コンサルだけと相談ということであれば、こういう金額も上がっていくだろうなというふうに懸念します。

2017年のこれは千葉県の市川市、これは396トンに対して基本設計のところで事業費としては288億円。うちは100トンも少ない288トンで、この288億円よりも100億以上も多い400億という事業規模の計算の仕方も、これでいいのかというのはとてもちょっと理解できなくて。

私、これまでもいろいろ言ってきましたが、那覇・南風原のクリーンセンターは450トン、191億円。これは2006年供用。倉浜衛生施設エコトピア、これは309トンで100億円。これは2010年供用。先ほどの市川市の話もしたんですが、金額的にかげ離れ過ぎてるもんですから、皆さんは専門的な知見を持った人を採用してでも、こういうふうな事業費の圧縮というのは具体化しているのかどうか、そこはどうなんですか。

○議長（新垣繁人）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和3年度から4年度にかけて基本設計業務を行いまして、去年の9月で一応完了しておりますが、委託先も専門のコンサルに発注をしまして計画を重ねてきております。

その基本計画において、プラントメーカーのほうにも見積りを聴取しまして、整備の金額が約374億円となっております。また、そのプラントメーカーは1社ではなくて、今回8社から見積りを取って、資金計画にも反映しております。

今、世界情勢を見ましたら、かなり物価上昇もしてございまして、その新炉整備に係る資材も高騰してございます。また、円安の状況も影響いたしまして、かなり整備費用がかかるような状況でございます。

また、人手不足というのもありまして、賃金もかなり上昇している状況でございますので、その整備費用が以前と比べて大幅に膨らんでいるのが現状でございます。その辺、御理解をいただきたいと思っております。

我々も、構成市町にかなり負担があるというは重々承知してございまして、これから作業が進んでいき実施設計に入っていきますけれども、その実施設計を終わって工事に入るまでは、時間的に余裕があると思っておりますので、その間に整備単価が落ち着くのを期待しているような状況でございます。ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

9番徳田将仁議員。

⑨議員（徳田将仁）

18ページ。18ページの4款教育費の中の1目島尻教育研究所の区分の1報酬の会計年度任用職員の人数と、あと2の給料の一般職給の人数をお聞かせください。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11時50分）

（再開：11時50分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、徳田議員の質問にお答えします。

18ページの島尻教育研究所費の1節報酬、非常勤職員の会計年度任用職員の人数は2人でございます。

それと、同じく2節の給料、人数は2人でございます。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

13 番伊計裕子議員。

⑬議員（伊計裕子）

すみません、ちょっと本題とは違うかもしれないんですけども、令和5年度事務局運営負担金割当表というのがありますけれども、その中の6ページ、資料8ですね。負担金支出率割というので説明があるんですけど、ちょっと申し訳ないんです、ちょっとよく分からなくて、御説明いただけたらと思うんですが、お願いします。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11時51分）

（再開：11時51分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、伊計議員の質問にお答えいたします。

事務局運営負担金でございますが、6ページ、事務局運営負担金は総費用をまず各事業負担金支出割合を95%と均等割の5%に分けて計算をいたします。

それです、負担金支出率割95%ですが、今年度の負担金支出率割の負担金額は、前々年度の決算額負担金になります。よって、令和5年度の負担金支出率割を使います負担金の金額は、令和3年度の決算の負担金額を基に計算をいたします。よって、負担金支出率割は令和3年度負担金額を基にして、組合市町村ごとの各事業局負担金支出率割を求め、金額を算定いたします。支出率が一番多いのが糸満市、その次に豊見城市となります。

負担金支出率、この割合を足して100%になります。これが各事業局の95%の中の各負担金割合の支出率になります。

均等割5%は、構成市町村、今現在14市町村ございます、14で等分します。その合計金額が令和5年度の各市町村の負担金額になります。1,000円単位です。端数調整をした金額が端数調整後の合計金額（a）となります。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第11号 令和5年度南部広域行政組合一般会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩：11時54分)

(再開：11時55分)

○議長 (新垣繁人)

再開します。

◎日程第17 議案第12号 上程、質疑、討論、採決

○議長 (新垣繁人)

日程第17、議案第12号 令和5年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長

○島尻環境衛生課長 (知念正樹)

令和5年度公共用地先行取得事業特別会計予算(案)の1ページをお開きください。

議案第12号 令和5年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算。

令和5年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,818万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

それでは、予算書の6ページから8ページを御覧ください。

本特別会計は、平成25年度に最終処分場用地の取得に際し設置した会計であります。

用地取得に際し、公共用地先行取得事業債を総額1億4,050万円借り入れております。

本会計の令和5年度予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,818万2,000円を計上しております。

内容といたしましては、歳入において一般会計から1,818万2,000円を繰入れし、歳出において公債費の元利償還金に全額充当し予算執行するためのものです。

なお、本特別会計の償還は令和5年度で完済いたします。

説明は以上です。

○議長 (新垣繁人)

これで議案第12号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第12号 令和5年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第18、議案第13号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

令和5年度糸豊環境衛生事業特別会計予算（案）の1ページを御覧ください。

議案第13号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算。

令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億7,059万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

概要の説明を予算書の最後のページの資料9でもって御説明いたします。

資料9、令和5年度糸豊環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

1 款 分担金及び負担金、本年度 10 億 2,009 万 5,000 円、比較 8,199 万円。主な理由としまして、塵芥処理費負担金の増となります。

2 款 使用料及び手数料、本年度 1 億 7,408 万 9,000 円、比較 2,577 万 8,000 円。主な理由としまして、処理手数料の増でございます。

4 款 財産収入、本年度 1,000 円、比較ゼロ。

5 款 繰入金、1,000 万円、比較 5,619 万 9,000 円の減でございます。主な理由としまして、基金繰入金の減少でございます。

6 款 繰越金、本年度 1,000 円、比較ゼロ。

7 款 諸収入、本年度 6,641 万円、比較 3,310 万 4,000 円。主な理由としまして、溶融メタル売却代の増でございます。

歳入合計、本年度 12 億 7,059 万 6,000 円、比較 8,467 万 3,000 円となっております。

歳出。

1 款 衛生費、本年度 10 億 7,651 万 3,000 円、比較 8,467 万 2,000 円の増でございます。

1 目 一般管理費、本年度 4,496 万 7,000 円、比較 725 万 9,000 円。主な理由としまして、工事請負費の増でございます。

2 目 基金費、本年度 1,000 円、比較ゼロ。

3 目 塵芥処理費、本年度 9 億 3,353 万 3,000 円、比較 6,358 万 6,000 円。主な理由としまして、需用費、委託料の増でございます。

4 目 し尿処理費、本年度 9,801 万 2,000 円、比較 1,382 万 7,000 円。主な理由としまして、需用費の増でございます。

2 款 公債費、本年度 1 億 8,408 万 3,000 円、比較 1,000 円。

3 款 予備費、本年度 1,000 万円、比較ゼロ。

歳出合計、本年度 12 億 7,059 万 6,000 円、比較 8,467 万 3,000 円の増でございます。

2 ページを御覧ください。

令和 5 年度基金現在高（予算ベース）となっております。

3 ページ目、令和 5 年度糸豊環境衛生事業負担金割当表となっております。

説明は以上でございます。

○議長（新垣繁人）

これで議案第 13 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第 13 号 令和 5 年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 14 号 上程、質疑、討論、採決

○議長 (新垣繁人)

日程第 19、議案第 14 号 令和 5 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長 (安里勉)

それでは御説明申し上げます。

令和 5 年度東部環境衛生事業特別会計予算書 (案) の 1 ページをお開きください。

議案第 14 号 令和 5 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算。

令和 5 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 9,674 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和 5 年 2 月 20 日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

それでは、予算書案の次の資料 10 でもって御説明いたします。

令和 5 年度東部環境衛生事業特別会計予算概要。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入。

1 款 分担金及び負担金、本年度 5 億 5,097 万 3,000 円、比較 8,948 万 2,000 円の増。

2 款 使用料及び手数料、本年度 1 億 3,394 万 7,000 円、比較 1,286 万円の増。主な理由、処理手数料の増。

3款 国庫支出金、本年度8,393万5,000円、比較8,393万5,000円の増。主な理由、ごみ処理施設整備費に伴う増となっております。

4款 財産収入、本年度17万4,000円、前年度同額です。

5款 繰入金、本年度3,870万5,000円、比較2,870万5,000円の増。主な理由、基金繰入金の増です。

6款 繰越金、本年度1,000円、前年度同額です。

7款 諸収入、本年度550万5,000円、前年度550万1,000円、比較4,000円の増。

8款 組合債、本年度8,350万、比較8,350万の増となっております。主な理由、ごみ処理施設整備費に伴う増となっております。

歳入合計、本年度8億9,674万円、比較2億9,848万6,000円の増となっております。

続きまして、歳出。

1款 衛生費、本年度7億5,145万9,000円、比較2億8,566万6,000円の増。

1目 一般管理費、本年度1,912万5,000円、比較27万7,000円の減。主な理由、委託料の減。

2目 基金費、本年度217万7,000円、比較217万6,000円の増。主な理由、施設整備費八重瀬町分の増となっております。

3目 可燃ごみ処理費、本年度3億9,166万5,000円、比較9,478万4,000円の増。主な理由としまして、需用費、委託料の増。

4目 不燃・粗大ごみ処理費、本年度6,144万2,000円、比較875万円の増。主な理由としまして、備品購入費の増。

5目 ごみ処理施設整備費、本年度1億6,874万円、比較1億6,874万円の増。主な理由、工事請負費の増。

6目 汚泥再生処理センター維持管理費、本年度1億831万円、比較1,149万3,000円の増。主な理由、需用費の増。

2款 公債費、本年度1億1,528万1,000円、比較718万円の減。主な理由、元金の減。

3款 予備費、本年度3,000万ちょうど、比較2,000万の増となっております。

歳出合計、本年度8億9,674万円、比較2億9,848万6,000円の増となっております。

第2表 地方債。

起債の目的、ごみ処理施設整備事業。限度額8,350万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。

2ページに令和5年度負担金比較表、3ページに令和5年度基金現在高（予算ベース）、4ページに東部環境衛生事業負担金割当表をお付けしております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第14号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

討論なしと認めます。

これより議案第14号 令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号 上程、質疑、討論、採決

○議長(新垣繁人)

日程第20、議案第15号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長(知念正樹)

令和5年度島尻環境衛生事業特別会計予算書(案)の1ページをお開きください。

議案第15号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算。

令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,931万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの各項の間とする。

令和5年2月20日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

それでは、内容の説明につきましては、資料11の概要で御説明いたします。

資料11、令和5年度島尻環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

1款 分担金及び負担金、本年度2億2,776万6,000円、比較245万3,000円の増となっております。主な理由は、し尿処理費の負担金の増額でございます。

2款 使用料及び手数料、本年度852万2,000円、比較62万4,000円の減。主な理由は、し尿処理手数料の減となっております。

5款 繰入金、本年度1,030万7,000円、比較30万7,000円の増。主な理由は、基金繰入金の増でございます。

6款 繰越金、本年度1,000円、前年度と同額でございます。

7款 諸収入、本年度2,271万7,000円、比較333万8,000円の増。主な理由は、スクラップ等売却代の増額によるものでございます。

歳入合計、本年度2億6,931万3,000円、比較547万4,000円の増となっております。

続きまして、歳出。

1款 衛生費、本年度2億3,745万3,000円、比較547万4,000円の増。

1目 一般管理費、本年度912万6,000円、比較17万4,000円の増。主な理由は、人件費の増でございます。

2目 基金費、本年度1,000円、前年度と同額でございます。

3目 塵芥処理費、本年度1億824万円、比較73万7,000円の増。主な理由は、需用費、工事請負費の増となっております。

4目 し尿処理費、本年度1億2,008万6,000円、比較456万3,000円の増。主な理由は、需用費、委託料の増となっております。

2款 公債費、本年度2,186万円、前年度と同額となっております。

3款 予備費、本年度1,000万、前年度と同額でございます。

歳出合計、本年度2億6,931万3,000円、比較547万4,000円の増となっております。

次のページ、2ページに令和5年度負担金比較表、3ページに基金現在高（予算ベース）、4ページに島尻環境衛生事業負担金の割当表をお付けしております。

説明は以上になります。

○議長（新垣繁人）

これで議案第15号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認めて、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第15号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第21、議案第16号 工事請負契約変更について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

それでは、議案説明に入る前に、最終処分場事業の概要について簡単に御説明申し上げます。

資料12の最後につけてあります平面図をお開きください。

本最終処分場事業は、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町の6市町で構成しており、平成26年度から防衛省の補助を受け、最終処分場の建設を行っております。

平成30年8月には、図面の左側の色が塗られていない小さいマスのほうですね、そちらがA棟になります。それと水処理施設が完成し、今現在、供用開始を行っております。

そのA棟は、5年間の埋立期間で今年8月には満杯となります。9月からは図面右側の色塗りされているほうのB棟へ埋立てを行う計画であります。このB棟においては、10年間の埋立てを行い、埋立完了が令和15年8月までになる予定でございます。

平成26年度から今年度までの工事の総事業費ですね、総事業費が約58億円。そのうち3分の2は、防衛省補助で約38億円を頂いております。

現在建設中のB棟については、令和3年5月の集中豪雨により擁壁パネルの一部の崩落がありました。そこで、工事が中断していたことなどから、現在も工事を行っております。ですが、来月の末をもって完了予定をしております。

それでは、現在施工中のB棟の工事の契約の経緯について御説明します。

このB棟というのが、先ほど申しました色塗りされている箇所になります。

B棟の契約については、令和2年5月の議会において議決を得て、被覆型一般廃棄物最終処分場（第二工区）の契約を締結しております。

先ほども申しましたが、令和3年の5月にB棟内の擁壁の崩落が発生し、その原因究明のため地質調査等を大学教授に依頼し検証を行った結果、崩落の原因は、豪雨により地下水が浸透し土質が脆弱したことによるものとの見解が示されました。

それを受けまして、防衛局へ災害事案に伴う追加予算を申請したところ、令和4年の2月に防衛局から災害認定により追加予算の内示を受け、令和4年5月に当該工事、第三工区の補助金申請手続が完了し、組合議会の議決を賜り、第三工区の契約の締結を行っております。

このB棟の工事については、防衛省の予算の関係上、同じ敷地内の関連工事で、少し複雑ではありますが、当初契約した工事を第二工区とし、災害認定を受けた予算で契約した工事を第三工区に分けて契約をしております。第二工区で復旧作業を行い、第三工区では第二工区でできなかった未施工分の工事を実施しております。

それでは、議案の説明に入ります。

議案書をお開きください。

議案第 16 号 工事請負契約変更について。

令和 5 年第 1 回南部広域行政組合議会において、令和 4 年第 2 回南部広域行政組合議会で議決した被覆型一般廃棄物最終処分場建設工事（第三工区）について、下記のとおり契約金額を変更したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1 工事名、被覆型一般廃棄物最終処分場建設工事（第三工区）。
- 2 当初契約金額、3 億 5,238 万 5,000 円。
- 3 変更後契約金額、3 億 9,886 万円。
- 4 変更増額、4,647 万 5,000 円。
- 5 契約の相手方、3 者による特定建設工事共同企業体。

所在地、代表者、構成員は記述のとおりであります。

令和 5 年 2 月 20 日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由、議会の議決を経た工事請負契約について、専決事項の指定について第 3 項に定める金額を超える変更のため、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、内容につきましては 4 ページで御説明いたします。4 ページをお開きください。

契約の変更の部分の主な理由について御説明いたします。

1、本工事費の（1）土工事、それと（2）雨水排水工事、（7）建築工事につきましては、当初、大部分を二工区で施工予定でありましたが、二工区の補強土擁壁（パネルの復旧）の増額に伴い、第二工区で実施する工種を減らしまして、第三工区で実施する工種の数量を増やして施工することになりましたので、その分の増額となります。

（3）の浸出水及び地下水工事につきましては、材質の変更に伴う増額、（4）の搬入路工事につきましては、滑り止め舗装に変更することによる増額、（5）の防護柵設置工事につきましては、市道からの乗り入れ口の門扉の幅を 6 メートルから 8 メートルに変更することによる増額、

（6）の機械設備工事につきましては、メンテナンス用の作業台の追加による増額となっております。

次のページに増額の内訳をお付けしております。

説明は以上になります。

○議長（新垣繁人）

これで議案第 16 号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

9 番徳田将仁議員。

⑨議員（徳田将仁）

この工事請負契約変更の理由がちょっと分からないんですけど。

この入札では、まず 3 億 5,200 万円でやってたのに、この変更後に増減で約 4,600 万、こんな大きな金額を増減した。この入札のまず意味があったのか、それだったら。何でいきなりこの変更がどンドン、どンドン出てきたのか、ちょっと理由を聞かせてください。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

この増額の大きな理由としましては、先ほどちょっと申しましたとおり、B棟内の擁壁そちらのほうで崩落しまして、当初ですね、擁壁の崩落でひび割れ等そういった損傷がある部分のみの計上としておりましたが、実際に施工するに当たってパネルの裏側のアンカー、細いアンカーですね、そういったのが壊れていたり、あとそれを修繕する、施工をするために、直すためにパネルの崩落、ヒビが入っていないとまだ使えるであろう部分のパネルまで足して施工をするということに伴いまして、その分の増額が発生しました。だから、当初想定してたよりも大きな補修等が出てまいりました。

それに伴って、第二工区でやろうとしていた第三工区の工種を減らして、第二工区でそのパネルの部分に充てて、できなかったところを第三工区に持って行ってやろうというところで、今回の変更が生じたということでございます。

以上です。

○議長（新垣繁人）

徳田将仁議員。

⑨議員（徳田将仁）

今回、災害の認定か何かを受けて、補償か何かで何割とかというのは、今回のこの工事でありましたか。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

今回、補償というのはございませんでした。

防衛局のほうに増額の認定を頂きまして、追加予算を頂きまして、それで今、工事の施工をしている状況でございます。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

この第三工区については、入札じゃなくて随意契約でやっています。

これは第二工区の工事を請け負った業者が全部やっている。これは、本来は一体でやる予定だったけど工区を分けたという説明を受けている記憶がありますが、私が気になるのは、今の説明では、二工区でやるべきところを減らして第三工区でやっているというのは、じゃあ何で二工区は2回、要するに事業費を見直しして、増額、増額で今回も500万余り増にして、その前は2,300万余り増にして、2,800万、当初よりは増額にしている、私、これが第二工区が減らしたというのがこういう予算の中で出てくるんだったら、今の説明理解できるんですが、全く、皆さんの提案の中身と今の説明は違う、矛盾があります。

二工区で減らして三工区でやった分増えたという話はちょっと説明にならないので、これ、本工事の一番の2,126万増にした理由、もっと分かりやすく、こういうことでこういう工事が必要にな

って、これだけの金額になったというふうにしないと、これとつても分かりにくい説明になっています。

もうちょっと議員が理解できるように説明してもらいたい。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

それでは説明します。5ページをお開きください。

その変更の内訳でございますが、まず1番目の土工事、2,100万余り増額となっております。こちらは、残土処理に係る費用でございます。第二工区で残土処理も見ていたんですけども、先ほど申しましたとおり、パネルの復旧工事の増額に伴いまして、そのパネルのほうを第二工区を減らしまして、第三工区に移した関係上、その分残土処理の費用が増額となっております。

2番目の雨水排水につきましては、B棟の水処理棟のちょっと図面のほうを、ちょっと見えにくいかとは思いますが、B棟の青く塗られている箇所ですね、そちらとあと右側に水処理施設があります。その間にトラックスケールがあるんですけども、そちらに雨水等が侵入、入っていくという事態が発生しましたので、当初想定よりもそういった雨水が入り込むというところの可能性が出てきましたので、そのB棟とその浸出水の間に排水側溝を設けております。そちらの追加によるものでございます。

次の、浸出水及び地下水の工事、200万余りの理由なんですけれども、こちらはちょっと当初、資材の塩化ビニールの管を計上しておりましたが、その資材の材料の変更による増額ということでございます。これが、B棟のこの中の配管工事の材質の変更によるものでございます。

次の搬入路の工事の70万余りの増額につきましては、こちらは当初、スリップ止めではなくて竹ぼうきで施工する予定でしたが、これからのA棟の管理運営の状況からするとトラックのほうに滑る可能性があるということになりましたので、そのスリップ止めを施工することによる追加でございます。

防護柵の設置工事につきましては、当初6メートルを想定しておりましたが、大型トレーラーで一括で運んだほうが管理運営上、経費的に安価になるということもありましたので、6メートルから8メートルに変更したことによる増額でございます。

次に、機械設備工事、300万余りの増額の内容につきましては集水ピット。これB棟の右上のほう小っちゃく赤い四角があるんですけども、そちらのピット内で、維持管理に必要な作業台の設置を追加したことによる増額になります。

最後に、建設工事の40万余りにつきましては、第二工区で未実施、できなかった犬走り等を追加したことによる増額となっております。

こういった理由から、第二工区でできなかった箇所や、後で追加した箇所でもって増額というふうになっております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

ますます分からなくなりました。

皆さんは、これ随意契約やっていた。本来だったら130万円以下が随意契約できるというふう
に、うちのほうではそういう決まりになっていて、それを3億5,200万随意契約した。それは、言
わば普通、入札が不調で随契にする場合があるんですが、あるいはまた小額といたら当然130万
円以下だったら随契でもいいですよ。

あるいは、競争性がない事業だったら、もう随契にしてもいいですよという、いろんな、緊急性
もあるんですが、こういうことじゃなくて、これは第二工区をやってる業者が全体をよく分かるん
で、そこに任せたほうがいいという理屈で随意契約3億5,000万でやってるんですが、そうす
ると、今の説明からすると、土工事なんかは、第二工区で減額補正がされているんだったら今の説明
分かるんですよ。それもしないでそのまま事業費として支払いながら、またこの第三工区でこの
分はここに予算つけましょう、要するに増額補正をしましょうというのは、皆さんこの理解、納得
して提案してるんですか。私としては、これはあり得ない内容の説明になってるんで。

雨水排水工事704万円の増、これなんかもちろん、状況を全部分かり切って工事を受けたはずなん
で、何でこんなにも倍にするような増額を皆さんは認めるのか。

それ、ちょっとあり得ないんですが、どんなふうになんて納得したらいいんですかね。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：12時37分）

（再開：12時37分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

それではお答えします。

第二工区、第三工区につきましては、当初一括で終わらず計画であったんですけども、崩落が
あったことに伴って、先ほども申しました追加予算で第三工区ということで、補助を受けて契約し
ております。

③議員（瀬長宏）

違うよ。それが理由で工区分けた話じゃないよ。その説明ちょっと違う。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

すみません。

崩落を受けて、防衛省に申請をして、追加予算の補助をいただきました。それで、第二工区と第
三工区というのは関連事業ということで、関連する工種ということで、それで随意契約を行って
おりました、それと、その第二工区と第三工区において少し、ちょっと変則ではあるんですけども、
そのように防衛省と予算の関係上、それで契約をしていただきたいということの調整となりまし
て、そういうふうに分けてございます。

第二工区で2,000万余り減額しなかったという話でございますけども、この第二工区の金額とい
うのは、防衛局との調整で、金額はもう増額減額の変更をしない、その工種を変えてやっていこう
ということで防衛局と調整しまして、第二工区のほうでそのパネルの復旧工事が増額した分の第二

工区で予算に充てて、その後、当初第二工区でやろうとしていた第三工区の部分を減らしまして、第三工区に持って行って、第三工区で施工するというところで行っております。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：12時40分）

（再開：12時40分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

第二工区の減額なんですけれども、先ほどから申しまわっているとおり、パネルの復旧の工事の際に、当初予定していなかった工事が災害に伴って発生したことによって生じた工事ですので、その分増額となりましたので、それで第二工区で実施したということでございます。ここの部分を第三工区で実施していこうということでございます。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

③議員（瀬長宏）

休憩。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：12時41分）

（再開：12時44分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第160号 工事請負契約変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 同意第1号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第 22、同意第 1 号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（仲間智紀）

それでは、同意第 1 号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規程により、同意を求めます。

氏名、上原一宏。

職業、栗国村教育長。

任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日。

住所、生年月日等については議案のとおりでございます。

なお、略歴書につきましては次のページにございます。次のとおりでございます。

令和 5 年 2 月 20 日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由、垣花健委員（座間味村教育長）の組合任期満了に伴い、その後任に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規程により議会の同意を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（新垣繁人）

これで同意第 1 号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより同意第 1 号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句等の整理

○議長（新垣繁人）

以上で本日の議案審議につきましては終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（新垣繁人）

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて令和5年第1回南部広域行政組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会時刻：12時47分)

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	新垣 繁人
8 番	新垣 正春
9 番	徳田 将仁